

令和3年度 事業報告書

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

1. 総 括

(1) 【事業計画】 昨年8月1日に施行された改正土地家屋調査士法第1条では「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と規定されました。土地家屋調査士が土地の筆界を明らかにする専門家であると明記されたわけですからこれをより所として、対外的に関連事業・自主事業を含めた公嘱協会の公益性を示していくことが必要と考えます。この使命に明記された土地家屋調査士の専門性を広く強く国民・県民にアピールし、積極的に広報活動を行い受託拡大に取り組みます。

【実施状況】 前年度に比して新型コロナウイルス感染症の影響が若干低下の傾向を見たが、未だ大きな会場での広報活動は難しいと判断した。よって官公署への訪問に重点を置き、広報パンフレットや年末カレンダーの配布を行って調査士及び協会の専門性や業務についての広報活動を行った。

(2) 【事業計画】 従来から行っている市町村からの委託業務を処理することはもとより、業務拡大に向けて、新たな発注先および新たな業務について研究します。現在これからの業務として「官民境界確認補助業務」に取り組んでおりますが、興味を持って話を聞いて下さる市町がいくつかありますので更に加速させていきます。また、登記所備付地図作成作業および市町村が行う地籍調査事業に参画・受託できるよう努力します。

【実施状況】 現在単価契約を行っている官公署からの委託事業を丁寧に処理することを心がけた。また、事業計画にある「官民境界確認補助業務」について興味を示したいただいた市町村に赴き、具体的な実現に向けて資料を作成、協議を重ねた。

一昨年受託した登記所備付地図作成作業（生駒市軽井沢町他地区）は完了し、昨年8月続けて登記所備付地図作成作業（田原本町地区）を受託した。

(3) 【事業計画】 公益社団法人として、関係法令に精通すべく研鑽を積む。

【実施状況】 関係法令に基づいて各種文書の様式を修正した。

2. 総務関係

(1) 【事業計画】 事務局の合理化に努める。

【実施状況】 グループウェアサービスを導入し、事務局の合理化に努めた。

(2) 【事業計画】 関係会との連絡協議会等に参加する。

【実施状況】 コロナ禍の状況の中、主にオンラインであるが、近公連・全公連等の連絡協議会等や研修会に積極的に参加した。

(3) 【事業計画】 公益社団法人としての事務処理を進める。

【実施状況】 公益社団法人としての事務処理を進めた。

(4) 【事業計画】 新入社員の勧誘に努める。

【実施状況】 新入社員の勧誘に努め、1名が入会した。

(5) 【事業計画】 ホームページに各種相談業務を行うことについて掲載し、関係官公署等に止まらず、嘱託登記に関する事案については、一般住民についても幅広く相談・助言事業を行う。

【実施状況】 嘱託登記に関する事案については、奈良県に対し相談・助言事業を行えたが、一般住民については、コロナ禍の状況であったため、相談・助言事業を行えなかった。

3. 業務関係

(1) 【事業計画】 関係官公署等に積極的に出向き、公益法人として事業の説明を行い理解を求める。

【実施状況】 関係官公署等に出向き説明を行った。

(2) 【事業計画】 関係官公署等において、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定の締結に努める。

【実施状況】 基本協定の締結に努めたが、新たな締結には至らなかった。

(3) 【事業計画】 地図整備事業等の直轄事業について研究する。

【実施状況】 地図整備事業について受託出来るように研究した。官民境界確認補助業務及び狭あい道路拡幅整備事業については、全市町村に出向き事業の説明を行い、奈良市については官民境界確認補助業務を導入していただく事となった。

(4) 【事業計画】 市民講座及び社員研修会を開催する。

【実施状況】 防災についての市民講座を考えていたが、新型コロナウイルス感染防止

の為中止した。社員研修会も同様に中止とした。今年度は感染状況を見極めた上で開催する予定である。

- (5) 【事業計画】不動産の登記における土地・家屋の位置の特定を正確かつ迅速に行われるよう、登記基準点の設置を行う。

【実施状況】公益事業見直しの必要がある為、本年度は設置を行わなかった。

- (6) 【事業計画】境界標管理事業として、直轄事業で設置した境界標の亡失調査を行う。

【実施状況】以前に設置した境界標のデータを整理した。